

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に高め、株主重視の経営を行なうには企業競争力の強化とコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えております。当社は、大型自転車専門店としての組織力を活かした新業態を確立して競争力を高め、以下に示しますコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

(a)迅速な意思決定を行なうためのスリムな「文鎮型経営」の確立を目指し、本部組織の少数精鋭かつ効率的な組織機構の徹底により、業務運営のスピード化を図ってまいります。

(b)企業に求められている透明性、公正さを高めるために、内部監査業務を担う内部監査部門を設置することにより公正な評価及び牽制機能の徹底した環境づくりを推進してまいります。

(c)ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、透明健全な経営に対する社会からの信頼を得るため、経営情報の適時適切な開示を行ない積極的な説明責任の遂行に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式としての株式は保有しておらず、今後も保有する予定はありません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が、関連当事者取引を行なう場合には、取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続きを実施しております。また、有価証券報告書等にその具体的な内容を開示しております。取締役及び監査役に関しては、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行なっております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度及び厚生年金制度を導入しておらず、該当いたしません。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1)経営理念、経営ビジョンを当社ウェブサイトや決算説明会資料等に掲載しております。
- (2)コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
- (3)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- (4)取締役候補及び監査役候補の指名を行なうに当たっての方針・手続きのうち、取締役候補者の指名については、事業内容や業務等に精通し、十分な知識・経験・能力を持っていること、監査役候補者の指名については、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、または会社経営や高度専門職等における豊富な経験と高い見識を有していることを前提に、経営会議での審議を経て取締役会に提案し決定しております。なお、取締役及び監査役の解任に当たっては、当社が定める基準に沿って審議し、取締役会において解任すべきとの判断に至った場合に、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。
- (5)取締役候補者及び監査役候補者については、その選解任・指名理由を株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程において、法令・定款に定められた事項のほか業務執行上重要な事項について、取締役会の決議により決定することとしております。

その他の事項については、経営陣へ委任しており、経営陣及び各組織の業務の分掌については、業務分掌規程により権限分配と業務の効率化を図っています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、以下の3つの基準をもとに取締役会で審議検討することとして、独立社外取締役の候補者を選定しております。

1. 会社経営や高度専門職等における豊富な経験や高い見識等を有していること
2. 東京証券取引所及び当社が定める独立要件を満たしていること
3. 一般株主と利益相反の生じるおそれのないこと

なお、当社の独立性の判断基準については、当社ホームページにおいて開示しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、事業内容や業務等に精通し、十分な知識・経験・能力を持った業務執行取締役と、会社経営や高度専門職等における豊富な経験や高い見識等を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性のある社外取締役で構成することとしております。

当社は、取締役の選任を10名以内としており、当社の事業規模から建設的かつ効率的な審議を行うために相応しい員数であると判断しております。

また、多様性確保の一環として、2020年5月に開催した定時株主総会において、新たに女性社外取締役1名を選任いたしました。

取締役の選任に関する方針・手続については、原則3-1(4)に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】

当社の役員全員は、当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役及び監査役の業務に専念できる体制となっております。

また、当社の取締役及び監査役が他の上場企業の役員を兼任する場合は、適切に開示いたします。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を持続的に向上させることを目的として、取締役及び監査役を対象として取締役会の実効性に関する評価を実施し、その結果の概要を当社ホームページにおいて開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び監査役に対して、取締役・監査役が経営を監督する上で必要となる情報の提供を行っております。

就任時には、新任役員セミナー等の研修を行っており、特に社外役員については、当社の理解を深めるため、基礎資料を配布し、各事業の状況や経営上の課題を説明する等、適切に職務を遂行するために必要な情報の提供を行っております。

就任後については、業務上必要な知識や情報の取得を目的として、外部セミナーや勉強会への参加を推奨し、継続的に更新する機会を提供しております。尚、これらのトレーニングに関する費用は会社が負担することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主・投資家と建設的な対話を行ない、双方の考え方について理解を深めることが重要であると考えております。

(1)当社は、IR担当取締役を選任すると共に、経理部をIR担当部署としております。

(2)株主・投資家に対しては、決算説明会を年2回開催しております。

(3)株主・投資家からの対話(面談)の申込みに対しては、その目的を確認したうえで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断できる合理的な範囲内において、当社に対する理解度向上に努めるべく、適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
下田 佳史	4,274,441	16.29
下田 英樹	2,042,216	7.78
下田 美智子	1,996,398	7.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,458,800	5.56
下田 忍	783,760	2.99
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	775,500	2.96
下田 富昭	759,592	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	751,300	2.86
下田 拓嗣	706,977	2.69
あさひ従業員持株	691,700	2.64

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊部 己代二	他の会社の出身者											
稲田 増光	他の会社の出身者											
鈴木 敦子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊部 己代二	○	伊部己代二氏は、株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）及び同社の関連会社の出身者ですが、現在は業務執行者ではありません。当社は、株式会社三菱UFJ銀行との間で資金借入等の取引を行なっております。	社外取締役伊部己代二氏は、長年の金融機関における経験に加え、事業会社における総務部門及び経理部門での豊富な経験と高い知見に基づき、当社の経営全般に関し有用な助言及び提言をいただけるものと判断し社外取締役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

稲田 増光	○		社外取締役稲田増光氏は、税理士として培われた豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門的知識に基づき、当社の経営全般に関し、有用な助言及び提言をいただけるものと判断し、社外取締役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
鈴木 敦子	○	——	社外取締役鈴木敦子氏は、長年の事業会社におけるCSR部門での豊富な経験に加え、サステナビリティ、ダイバーシティ、コーポレートコミュニケーション等に関する高い見識に基づき、当社の経営全般に関し、有用な助言及び提言をいただけるものと判断し社外取締役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

- (a) 内部監査の状況
内部監査部門としては内部監査セクションが設置されており、他部門からは独立した代表取締役社長の直轄部門として組織され、専任者3名を置いております。
内部監査部門は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行ない、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を図っております。
- (b) 監査役会の状況
監査役会は、常勤の監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役は毎月の取締役会並びに経営会議その他重要な会議に出席しており、また、監査役会を定期的に開催して情報を共有するなど、取締役の職務執行を監視できる体制を心がけるとともに、内部監査部門及び会計監査人と密接な連携を保ち監査効果の向上に努めております。
- (c) 各監査と内部統制部門との連携等
内部監査部門と会計監査人とは内部統制評価作業において随時、意見交換を行っております。
監査役会と会計監査人とは四半期に1回以上会合を開催し、会計監査のほか業務監査に関する事項まで幅広く意見交換を行っております。また、常勤監査役は、必要に応じて会計監査人に意見を求め、監査にあたっております。
- (d) 会計監査の状況
会計監査については会計監査人である、有限責任 ずさ監査法人と監査契約を締結し、期中を通じて随時監査が実施されております。
同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
同監査法人の業務執行社員は近藤康仁氏及び花谷徳雄氏の2名であり、業務執行社員以外の監査従事者は公認会計士6名、その他7名であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村 孝一	他の会社の出身者													
北山 顕一	他の会社の出身者													
神田 孝	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 孝一	○	_____	社外監査役西村孝一氏は、長年にわたる事業会社における経理部門での豊富な経験と幅広い知見に基づき、適切に監査業務を遂行いただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
北山 顕一	○	_____	社外監査役北山顕一氏は、直接企業経営に関与された豊富な経験と幅広い知見に基づき、適切に監査業務を遂行いただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
神田 孝	○	_____	社外監査役神田孝氏は、弁護士としての法律関係の豊富な経験と卓越した見識に基づき、適切に監査業務を遂行いただけるものと判断し社外監査役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
-----------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を2014年6月19日より導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書並びに事業報告において、取締役全員の総額及び監査役全員の総額を開示しております。

取締役	88,090千円
監査役	13,960千円

合 計	102,050千円
(うち社外役員)	17,760千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、取締役会において、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として検討・審議し、決定しております。監査役の報酬等については、株主総会で承認された監査役報酬等の限度額内で算定しており、各監査役の報酬等については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補助すべき専従の従業員は置いておりませんが、必要に応じて内部監査部門をはじめとする各部署が補助できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、経営の基本方針及び経営に関する重要な事項についての審議等を行なう経営会議を設置しております。

取締役会は、代表取締役社長1名、取締役8名(うち3名は社外取締役)の計9名で構成されており、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行なう機関として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。また、常勤監査役、非常勤監査役がともに出席しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、各監査役の監査報告及び重要事項について協議等を行なう機関として、月1回以上開催しているほか、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見及び情報の交換を行なっております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査役は合理的、効率的な業務監査を行なうため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認するとともに、内部監査部門との内部監査計画の協議、意見交換を行なうなど密接な情報交換と連携を図っており、会計監査人とも緊密な連携を保つことにより実効性を確保するとともに自らの監査成果の達成を図っております。

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、関連部門長職で構成されており、経営の基本方針及び経営に関する重要な事項について審議や各部門の経営情報の報告を行なっております。

責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による経営の意思決定並びに取締役の職務執行の監督及び管理、経営会議による経営の基本方針及び経営に関する重要な事項についての審議及び報告を行なっております。

また、監査役会による取締役の業務執行監査のほか、内部監査部門による内部統制監査を実施しているため、経営監視機能は十分に図られていると考えており、現在のガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送 2020年定時株主総会招集通知の発送日4月28日、開催日5月16日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算後等年数回個人投資家に対し、当社の特徴・沿革・決算・戦略等について代表取締役社長より説明。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・決算発表時に、機関投資家等に対し、決算及び今後の戦略について代表取締役社長より説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示資料・月次資料・有価証券報告書・四半期報告書・会社説明会資料等について掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	IR 活動マニュアルにおいて規定
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR 活動マニュアルにおいて規定

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営理念及び行動指針

経営理念

『私たちは、自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指します。その企業目的に賛同し、参画するすべての人々が、豊かな人生を送れることを目指します。』この経営理念の下、実践をととして、企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としています。

行動指針

お客様満足度の向上: 常にお客様の立場に立って考え、行動します。感謝の気持ち、誠意ある態度が基本です。

安全性の追求: 安全かつ信頼性の高い魅力ある商品を適正な価格で提供します。

常なる革新: 熱意をもって、常に自ら革新に努めます。

法規の遵守: 適法、公正にして社会規範に則した行動をとります。

当社及び子会社は、経営理念の実現に向けて、上記の行動指針をすべての役員と使用人が業務執行の基本方針とするとともに、適正な業務執行のための内部統制システムを構築・整備・運用しております。

そして、業務の適法性・効率性の確保と危機管理に努め、さらにこの内部統制システムの整備を図るため、環境の変化に柔軟に対応し、適切に改善・充実を行なってまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、経営理念、行動指針を日常の事業活動の指針とするとともに、代表取締役がその精神を取締役及び使用人に継続的に伝達し、取締役は、社会規範・法令遵守を率先垂範することにより社会の構成員としての倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを浸透させ徹底を図っております。

取締役会は法令・定款・諸規程に基づいた取締役の業務執行の監督を行ない、取締役は相互の業務執行を監視し、また、監査役は法令に定める権限により、規則・基準に基づき監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報及び文書の取扱いに関して、取締役の業務執行に関わる内容を含め、適切かつ確実な状態で記録し、稟議規程、内部情報管理規程、文書管理規程、個人情報保護管理規程及びマニュアルに基づき、法令・定款に則した期間と内容を設定し、保存・管理を行っております。

また、これら保存・管理された文書・情報はデータとして検索が可能であり、閲覧の容易性を確保しております。

管理の運用・手続き及び体制については、監査役による取締役の業務執行状況の監査、及び内部監査部門による内部監査の実施により必要に応じて改善措置を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境・気象条件、災害、品質・生産管理、情報管理、及び為替・輸入管理などに係る損失の危険については、それぞれの担当部門にて、規程・要領の制定、研修会などの開催又は派遣、マニュアルの作成・配布と周知徹底により損失危険の軽減と事態発生予防安全対策を行っており、各部門を横断する損失の危険につながる事案については総務部が担当、監視しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

将来の事業展開構想と経営目標に基づき、経営方針を定め3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、予算委員会が同計画の下、毎期当初に部門ごとの業績目標と予算を立案し、取締役会において承認・実施しております。

部門担当取締役は、目標達成・重点事項推進のため実施すべき内容を具体的・効率的な施策として計画・実施し、月次業績データを取締役会に報告しております。

取締役会は、予算差異について要因分析と必要な対策を求め、継続的な改善がより合理的・効率的な業務遂行体制の維持と目標達成につながるよう図っております。

また、当社の経営理念・計画が投資家始め多くの利害関係者の理解を得ることが事業の推進・運営にとってより効率的に作用すると考えているため、代表取締役社長が情報開示を統括し、適時・適切な情報開示を実施するとともに、自ら説明会等における発表を務めております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査業務のみを行なう社長直轄の内部監査部門を設置し、全部署を対象として計画的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行なわれているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正・不偏に調査・検討しております。

また、監査過程において発見された事項をまとめ監査報告書及び改善指示書として監査結果を社長に報告し、対象部門に改善指示を通知、後日確認監査を行なうことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努め、業務を行っております。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、実効性のある内部統制システムを構築するとともに、担当取締役から定期的な財務報告を受け、業務の適正を確保する体制としております。

また、各部門の業務に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、効率運営体制、損失又は危機管理体制を構築する責任と権限を与えております。なお、各部門は業務分掌規程、職務権限規程を始め社内規程により運営されており、担当取締役は取締役会においてこれら業務の執行状況について報告する義務を負っております。

内部監査部門は、当社及び子会社における業務が法令、社内の規程等に基づいて、適正かつ効率的に行なわれていることを評価、モニタリングします。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための使用人を置くことといたします。

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動については監査役全員の同意の下、取締役と意見交換した上で決定いたします。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助を指名された使用人が監査役を補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査役に委譲され、任命、解任、評価、人事異動、賃金の改定等の人事権に関しても、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの指揮命令を受けない形で独立性を確保しております。また、「監査役監査基準」により、その使用人に対する指示の実効性を確保しております。

9. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務又は業績の重要な事項について監査役に報告を行っております。また、業務の執行に関する法令違反及び不正行為の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとしており、監査役に報告を行なったことを理由として当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、社内規程を制定し当該報告者を保護しております。また、報告を行なったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合には、社内規程により、不利な取扱いを除去するため速やかに適切な措置をとります。

監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告と説明を受けており、重要な議事録、稟議書の回付、さらに必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。

また、取締役は、財務報告の適正性及び定款・法令遵守状況等について、職務執行を誓約し、業務執行確認書を監査役会に提出いたします。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査費用の支出にあたっては「監査役監査基準」により、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について予算を提出しております。また、緊急又は臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができるものとなっております。

11. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、全員社外監査役であります。月1回以上監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議しております。また、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見及び情報の交換を行っております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査役は合理的、効率的な業務監査を行なうため、取締役会、経営会議等重要会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認するとともに、内部監査部門との内部監査計画の協議、意見交換を行なうなど密接な情報交換と連携を図っており、会計監査人とも緊密な連携を保つことにより実効性を確保するとともに自らの監査成果の達成を図っております。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務情報及び非財務情報の報告の信頼性確保及び金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行なう内部統制部会を設置し、整備、運用状況などの検証を行ないます。内部統制部会は使用人に対して、制度及び業務プロセスにおける統制が財務報告の信頼性確保を目的とした活動であることを教育・研修により周知徹底します。また、内部統制部会は当社の内部統制全般を検討し、内部統制上の不備の発見、不足又は懸念の事象については取締役会及び監査役会に報告するとともに対策を行っております。

取締役会は財務報告とその内部統制を監視し、代表取締役社長は、法令に基づき、財務報告とその内部体制の整備運用状況及び統制システムが適正に機能することを継続的に評価するとともに、必要な改善により適合性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本方針

当社は、すべての役員及び従業員が社会秩序及び社会と個人の安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たないことを掲げ、組織的対応により毅然とした態度で臨むことを基本方針としています。

整備活動

1. 上記方針に基づき反社会的勢力の関与活動を拒絶するため、同勢力への対応要領を整備し、内部統制システムに組み込んでいます。
2. また、不当な要求・圧力や脅迫等があった場合の社内経路と役割分担を定め、情報の共有を図り組織的に対応することとしています。
3. 反社会的勢力の排除とともに、当社役員及び従業員の違法行為、反社会的行為にも厳正な姿勢と対応で臨んでいます。
4. 外部専門機関との連携体制の構築を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は、現在のところ導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、公平な社会情報の開示を以って企業としての社会的責任を果たすことを目的に、重要事実に関する内部情報の管理基準を明確にする「内部情報管理規程」を定めております。

会社の情報管理責任部署を経理部とし、当社の決定事項に関する情報、発生事項に関する情報及び決算に関する情報のうち、株式会社東京証券取引所の定める開示基準に該当する内部情報は、取締役会の承認をもって開示することにしております。また、取締役、監査役及び部長等で構成される経営会議を毎週開催し、情報管理責任部署が重要な情報(案件)を把握できる体制となっており、必要に応じて速やかに臨時取締役会を開催し、投資家の視点に立った迅速、正確、積極的な会社情報の開示を適切に行なえる体制を整えております。

情報開示は、株式会社東京証券取引所のTDnetを用いて行ない、同時に記者クラブへ資料配布し、そのほか当社のホームページへも掲載することとしております。

